

業界に先駆けて、女性が働きやすい職場づくりを推進

「女性にとって働きやすい職場とは、男性にとっても働きやすい職場である」との認識のもと、男女の区別なくいきいきと能力を発揮して働ける職場づくりに取り組んでいます。



2009年度の主な取り組み

●通勤路の街灯設置

徒歩、自転車通勤者に対し、安全な通勤路を確保するために、街灯を設置しました。

●妊娠・育児・介護中の自動車通勤の特例

妊娠・育児・介護上の都合により、自動車通勤が必要な社宅住居者に対し、自動車通勤を特例で認める制度を導入しました。

●半日有休制度の導入

仕事と子育ての両立を支援し、子供の行事に参加したり、送迎等に対応できるよう、半日有休制度を導入しました。



「女性が働きやすい職場づくり」に向けた制度の概要

少子・高齢化を背景として労働人口が今後大幅に減少する点を踏まえ、女性従業員の能力活用に向けた取り組みを推進し、2028年3月末までに女性従業員の比率を25%以上に引き上げることを目標に掲げています。この目標を達成するため、「女性が働きやすい職場づくり」に向けた取り組みを実施しています。

1. 育児・介護等の支援策

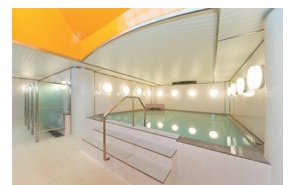
妊娠中や産後の女性従業員を支援するために、さまざまな制度を用意しています。特に、女性従業員の強い要望に基づき、育児休業や育児手当、短時間勤務等の支援策を充実させています。また、介護にかかわる従業員への支援策も充実させています。

2. 復職支援策

育児休業や介護休業等を取得した後の職場復帰をスムーズにするために、上司や同僚が職場での近況や連絡事項について、こまめに情報提供を行います。職場復帰後に必要となる知識や資格取得の教育費補助も行っています。

3. 再就職制度

結婚、妊娠、出産、育児、家族の介護や配偶者の転勤等の理由で退職した従業員でも、退職後3年以内であれば、退職前の処遇で再就職することができます。また配偶者の転勤などで転居を余儀なくされたとしても、本人が引き続き就業を希望する場合、条件が整えば、配偶者の転勤先と同一地域への転勤を認めています。



妊娠・育児期の女性に配慮した休憩室(写真上)や女性用浴場(写真下)など、社内施設も充実させています。